

議案第 24 号

飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

高校生年代への助成方法の変更に伴う改正

飛驒市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市福祉医療費助成に関する条例(平成16年飛驒市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) こども 18歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者であって、次号、第3号又は第4号に該当する者以外のものをいう。

第5条第2項を削る。

第6条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第1項、第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

飛騨市福祉医療費助成に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「こども」、「重度等の障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」(以下「福祉医療費助成対象者」という。)とは、次に定めるところによる。 <u>(1) こども 次号、第3号又は第4号に該当する者以外の者で、次に掲げるものをいう。</u> _____ ア <u>15歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者</u> イ <u>18歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者で、アに掲げる者以外のもの</u> (2)～(4) 略 2・3 略 第2条の2～第4条の2 略 (受給者証の交付申請) 第5条 略 <u>2 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号イに規定する受給資格者に助成される医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより福祉医療費受給資格の認定の申請をしな</u>	第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「こども」、「重度等の障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」(以下「福祉医療費助成対象者」という。)とは、次に定めるところによる。 <u>(1) こども 18歳に到達する日以後における最初の3月31日以前</u> <u>の者であって、次号、第3号又は第4号に該当する者以外のもの</u> <u>をいう。</u> _____ _____ _____ (2)～(4) 略 2・3 略 第2条の2～第4条の2 略 (受給者証の交付申請) 第5条 略 _____ _____ _____

なければならない。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による受給者証の交付申請があった場合は、その内容を審査の上、受給資格者であると認めたときは、規則に定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、受給資格者であると認めたときは、規則に定めるところにより、申請者に通知する。

3 市長は、前2項の規定により審査した結果、受給資格者でないことを確認したときは、申請者に対し規則の定めるところにより却下通知するものとする。

以下 略

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条_____の規定による受給者証の交付申請があつた場合は、その内容を審査の上、受給資格者であると認めたときは、規則に定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。

2 市長は、前項_____の規定により審査した結果、受給資格者でないことを確認したときは、申請者に対し規則の定めるところにより却下通知するものとする。

以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
担 当 部	市民福祉部
提 案 理 由	高校生年代への助成方法の変更に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 令和２年度から実施の高校生年代を対象とした医療費助成について、高校生年代本人への教育の観点から助成方法を償還払い（医療機関等の窓口で支払い、市へ払い戻し手続き）としていたが、岐阜県内において、県内外を問わない現物給付化（医療機関等における窓口無料）の前提となる併用レセプト請求方式が、令和８年度導入予定となっている。 そのため、高校生年代においても、義務教育終了までの「こども」と同じ助成方法である現物給付とするもの。 （第２条、第５条及び第６条関係）
市 民 へ の 影 響 等	高校生年代の対象者については手続きが簡素化される改正。 （参考） 福祉医療費受給者数（高校生年代）４８０人（令和６年１２月１日現在）
施 行 日	令和７年４月１日
備 考	対象となる医療費は、施行の日以後に行われる療養に係る医療費とする。